

日本赤十字社助産師学校
自己点検・自己評価報告書

平成 22 年度

はじめに

平成 19 年 6 月、学校教育法の一部が改正され、同法第 42 条に基づき学校における教育活動その他の学校運営状況について評価を行うことが示された。また、同年 10 月学校教育法施行規則も改正され、学校における教育活動その他の学校運営状況の自己評価及び公表が義務付けられた。更に看護教育に関しては、平成 23 年 3 月「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部改正に伴い、各看護師等養成機関の自己点検・自己評価の公表が義務化されることとなった。

日本赤十字社事業局看護部では平成 19 年 3 月より「赤十字看護専門学校の評価に関する検討会」報告書において指針を示し自己点検・自己評価の実施と公表を推進してきた。一方、助産師教育分野では平成 18 年に特定非営利活動法人「日本助産評価機構」が設立された。平成 20 年に当該機構において助産専門職大学院認証評価事業が開始され天使大学が助産専門職大学院として初の認証を受けた。これを契機に様々な助産師養成機関においても第三者評価受審の機運が高まっている。

このような動向の中で、本校においても平成 22 年度の教育活動・学校運営状況に関する自己点検・自己評価を実施し、この度、公表にいたった。今回の自己点検・自己評価の指標として厚生労働省において示された「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」9 領域 61 項目、さらに同指針に基づき日本赤十字社事業局看護部にて作成された「日本赤十字社学校評価指針」9 領域 61 項目 266 指標に則り実施した。各項目における評価基準は「3：あてはまる」「2：ややあてはまる」「1：当てはまらない」の 3 段階で評価した。今般の公表においては 9 領域中のそれぞれの指標を平均化して示した。それぞれの自己評価指針に示された 9 領域は以下の通りである。

I 教育理念・教育目的	II 教育目標	III 教育課程経営	IV 教授・学習・評価過程
V 経営・管理過程	VI 入学	VII 卒業・就職・進学	VIII 地域社会・国際交流
IX 研究			

尚、評価は全教員により行ったが、今後、より客観的な自己点検・自己評価体制を検討し、学校関係者評価、第三者評価も視野におき整備に努めていく予定である。

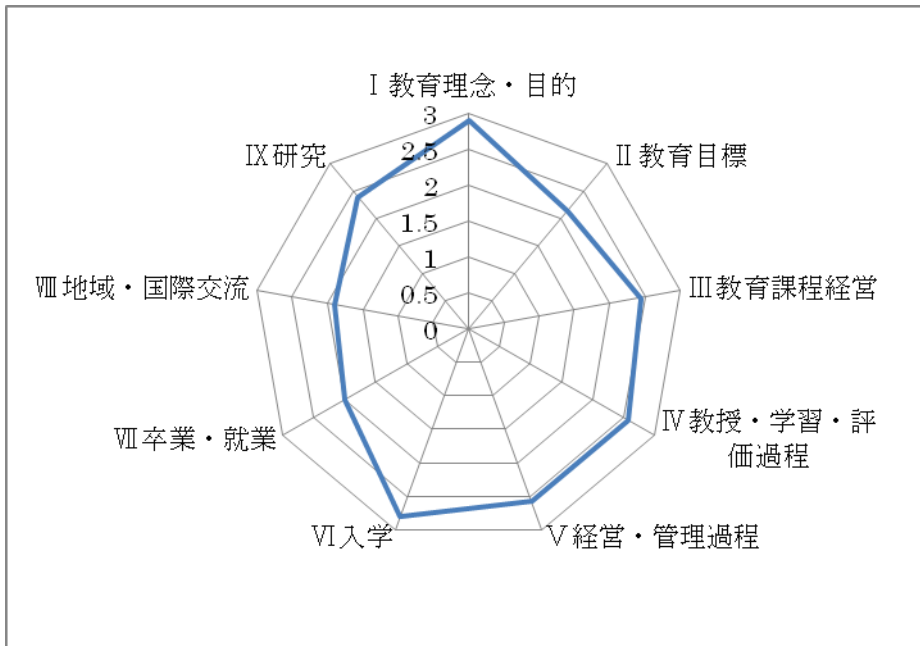
自己点検・自己評価結果

～概要～

9 領域中の各指標を平均化した結果は以下に示す通りである。(図 1)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| I. 教育理念・教育目的 : 2.91 | VI. 入学 : 2.80 |
| II. 教育目標 : 2.14 | VII. 卒業・就業・進学 : 2.00 |
| III. 教育課程経営 : 2.44 | VIII. 地域社会・国際交流 : 1.90 |
| IV. 教授・学習・評価過程 : 2.56 | IX. 研究 : 2.40 |
| V. 経営・管理過程 : 2.57 | |

図1 自己点検・自己評価結果概要



各領域における本校の現状及び今後の課題は以下に示す通りである。

I. 教育理念・教育目的

<現状>

本校の前身となる日本赤十字社産院産婆養成所は日本赤十字社産院の創設に伴い、大正 11 年 4 月に産婆養成を開始した。その設立の趣旨は「社会の要望に応じ実地技能の熟練と精神的薫陶とに特別の考慮を払いもって模範的優秀な産婆を養成する」ことにあった。その後、新制度の導入に伴い数回の名称変更を経て平成 14 年、現日本赤十字社助産師学校に変更し現在に至っている。創設時より培われた赤十字精神に基づく教育の源流は現在の教育理念、教育目的にも反映されている。また、本校は平成 21 年 4 月に各種学校から専修学校へと承認され、より質の高い教育体制へと転換を図ったところである。平成 22 年度までに約 2700 余名の助産師を社会に輩出し、現在も女性に寄り添い助産ケアを実践する助産師の養成に努めている。

本校は学校教育法、保健師助産師看護師法、養成所指定規則、日本赤十字社助産師養成規則及び施行規則等の基盤に則り運営しており、社会の要請に応え得る職業人の育成をめざしている。この趣旨が、受験生、在校生により明確に伝わるよう教育理念・目的を補完する形で平成 22 年度から新たに以下のアドミッションポリシーも提示した。

- ①人との協働を通じて学びあうことができる人
- ②女性と家族の権利を尊重したケアを実践していきたい人
- ③助産師としての実践能力の基盤を習得したい人
- ④助産、リプロダクティブヘルスの実践家として国内外で活躍したい人

本校の教育の根幹をなす概念は、(広義の) 助産における実践家を育成することであり、折に触れ学内外での周知に努めている。

<根拠資料>

本校ホームページ、学校案内パンフレット、学生便覧 p 6

<今後の課題>

平成 22 年 4 月 1 日より保健師助産師看護師法が改正され同法 20 条（助産師国家試験受験資格教育）における最短修業年限が「6 ヶ月以上」から「1 年以上」に延長された。この改正を受け平成 23 年 1 月 6 日付で保健師助産師看護師養成所指定規則も一部改正され、助産師養成所における教育課程改訂が通知された。平成 24 年度に向けて教育課程の見直しを図ることとなるが具体的な教育内容と乖離しないよう理念、目的も再検討する予定である。

II. 教育目標

<現状>

本校は、教育理念や教育目的にも謳うとおり、助産師として就労することを前提に妊娠・分娩・産褥期を主体とするケア能力の習得に努めている。よって、教育理念及び教育目的との一貫性は保たれている。ここ数年、ローリスクの妊産婦に対し助産師が「助産師外来」や「院内助産」に対応する方向へと変化している。このような社会の要請の機運が高まる前から本校では助産師としての実践能力習得に主眼をおいてきた。現在までに 2700 余名の助産師を世に輩出しているが、助産師としての実践能力には定評がある。助産師として必要な能力の習得について教育目標中にも網羅されており、保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師養成所指定規則など法との整合性も保たれている。また、根拠にもとづく助産ケアの展開、倫理的配慮、助産観の構築など学習者としての成長を促進するための目標も設定している。更に、赤十字の助産師養成施設であることより平常時のみならず災害等の非常時に対応することも視野においた目標を設定している。助産師として、将来的に国内はもとより国際的な活動にも携わることのできる人材の育成を目指した目標設定としている。もっとも非常時の対応や国際活動に従事するには卒業後、臨床の中で助産師としてより高い実践能力やマネジメント能力を培った後に現地に赴く場合が多い。これらの活動は卒業後の継続教育の中でより深めていくよう学生に周知している。

<根拠資料>

本校ホームページ、学校案内パンフレット、学生便覧 p 6

<今後の課題>

近年、少子化に伴う分娩件数の減少、分娩施設の集約化等の様々な要因に伴い殊に妊娠・分娩・産褥期（以下「マタニティ期」とする）のケア体験が希薄なまま入学せざるをえない現状は否めない。その為、看護学における「母性・小児看護」から「助産学」に円滑に移行できるよう支援することが新たな課題となっている。厚生労働省から助産師教育機関に示される「助産師教育の技術項目卒業時の到達度」においても最高到達度レベルは「少しの助言で自立できる」と設定されており、助産師としての基礎的能力の習得に重きをおいていることが示唆されている。現在、本校が掲げる目標は、卒業時点で全ての業務を自立して実践できる助産師を彷彿とさせる表現となっており、現状の学生との乖離が生じつつある。また、従来、本校は「マタニティ期」のケア習得に多くの講義や実習の時間を割いてきたが、女性の生涯にわたる健康支援（以下「リプロダクティブヘルスケア」）という視点もより強化し、幅広い視野で助産師活動を展開していける人材の育成に努めたい。平成 24 年度の教育課程改訂に向けて教育の現状を鑑み理念、目的、目標の修正も検討していく予定である。

Ⅲ. 教育課程経営

<現状>

平成 21 年度より助産師養成教育課程は、基礎助産学 6 単位、助産診断・技術学 6 単位、地域母子保健 1 単位、助産管理 1 単位、臨地実習：助産学実習 9 単位（従来 8 単位）、合計 23 単位（従来 22 単位）に変更とされた。しかし、その翌年の平成 22 年 4 月には保健師助産師看護師法第 20 条「助産師国家試験受験資格要件」において修業年限が 6 か月から 1 年以上に改正され、それに伴い教育課程も変更されることとなった。今回の改定では、基礎助産学 6 単位、助産診断・技術学 8 単位、地域母子保健 1 単位、助産管理 2 単位、臨地実習：助産学実習 11 単位とし、平成 24 年度生から適用される。本校では、従来、基礎助産学 12 単位、助産診断・技術学 6 単位、地域母子保健 1 単位、助産管理 1 単位、臨地実習：助産学実習 10 単位、合計 33 単位で構成してきた。1 年という限られた期限の中で学生の心身に負担にならないよう、その一方で助産師実践能力向上及び助産師国家試験にも充分対応可能なカリキュラムとなるよう原案を平成 24 年度に向けて作成中である。

<表 1>教育課程変遷

	年度	基礎 助産学	助産診断 技術学	地域 母子保健	助産管理	臨地実習	赤十字 概論	看護研究	合計
指定 規則	～H20 年度	6	6	1	1	8			22
	H21～23 年度	6	6	1	1	<u>9</u>			<u>23</u>
	H24 年度～	6	<u>8</u>	1	<u>2</u>	<u>11</u>			<u>28</u>
本校	～H20 年度	12	6	1	1	10	1	2	33
	H21～23 年度 (現行)	12	6	1	1	10	1	2	33

現行における教育課程の基本概念は以下にしめす通りである。本校は、入学資格を看護師国家資格取得または取得見込みとしており、「看護学」の基盤の上に「助産学」を積重ねるという基本概念に立ち教育課程を構成している。この概念は、看護学と並行して実施される教育とは一線を画し、「助産学」の独自性を追究することを意図している。助産学の基礎的能力を的確に修得するため「看護学」から「助産学」への移行が円滑に図られるよう段階的な科目設定とし「基礎助産学」、「助産診断技術学」、「地域母子保健学」「助産管理学」「臨地実習」と徐々に専門性を究められるよう設定している。講義、演習、討議及び実習を

通じて学生間で互いの気付きや発見を共有し深化させる機会を科目の随所に設定している。「看護研究」においては、助産の専門性を追求し、生涯にわたる自己教育力も併せて修得できるよう配慮している。尚、在学中は研究的姿勢の素地を養うことを主眼とし、卒業後の助産師活動の中でより発展的に研鑽できるよう支援している。そして、これらの教科を統括する拠所は本校の建学の精神に基づき展開される「赤十字概論」である。人道を主体とする赤十字七原則は助産師として関わる人々に対応する際の行動の指針となる。さらに、赤十字組織の活動を知ることにより、平時のみならず災害時における国内外での助産活動の礎を築くことを意図して構成している。これらの概念や具体的教育内容及び科目履修方法、単位認定方法は、新入生オリエンテーション、実習オリエンテーション等の機会に学生便覧及び実習要項を主軸として学生に周知している。教育課程の内容および担当講師選定に関しては本校運営会議、教育会議で審議し、厚生労働省の承認を得て運営している。法的な変更のみならず適宜、社会の動向や卒業生に対するインタビュー等を行うことで教育内容を評価し、再検討する機会をもつよう努めている。

臨地実習は、主に医療施設（日本赤十字社医療センター、大森赤十字病院）、都内保健所、都内助産所で行っている。実習前後には臨床指導者連絡会議を実施し、連絡調整を積極的に行い実習環境の整備に努めている。その他、実習場にはそれぞれ専任教員を配置し、ケア対象者への実習指導、実習時の安全管理、臨床指導者と学生間の日々の連絡調整を緊密にとっている。また、実習時の安全管理や事故発生時の対応は臨地実習場と連携し安全管理体制の整備に努めている。

<根拠資料>

学生便覧、学則、実習要項、運営会議資料

<今後の課題>

1年の修業年限の中で助産師の基礎的実践能力と国家試験合格可能な知識を習得するには時間的な制約があり、ゆとり教育世代を迎え入れる中で学生の学習への負担感が危惧される。目標達成に向けて心身両面からきめ細やかなサポート体制を構築することが今後の課題と考える。

また、教育課程運営の客観的評価導入についても検討が必要である。本校は小規模であるため、特に学生評価の導入に対しては評価者が不利益を被ることなく授業評価できる体制を慎重に検討する必要がある。

更に第三者からの評価導入に関しても現在、検討中であり、妥当な評価体制整備が喫緊の課題である。

IV. 教授・学習・評価過程

<現状>

本校では教育理念・教育目的・教育目標を教育課程に反映させ内容を設定している。前述Ⅲでも述べたが「基礎助産学」においては講義を主体として助産における基礎的知識を習得し、その内容を受けて「助産診断技術学」において演習を主体に助産における基礎的技術の習得に努めている。特に各技術演習においては臨地における臨場感を再現した演習内容となるような構成に努めている。また、学生がフィジカルエグザミネーションシミュレーションシミュレーターにつなげられることが可能なシミュレーターの開発等にも着手している。このような演習を経て「臨地実習」に臨み学生は個々に助産ケアを体得していく。その中で自己の助産観を構築し、助産師としての視野の拡大に向けて「地域母子保健」、「助産管理」など応用的課題へと発展させている。更に講義や臨地実習の中で生じた疑問を「看護研究」として整理しそこで培った研究的視点を卒業後の助産師としての自己課題に発展させられるよう配慮した設定としている。

また、本校の学生は年齢、学歴、職務経験、家族背景など背景は多様である。それぞれの学生の持つ能力や経歴を有効に活かせるよう個別指導、小集団指導等で適宜、対応している。医療現場における他職種との協働の重要性が強調される昨今、臨地実習においては特にチームワークを重視した実習方法を導入している。学生個々が臨地におけるチームの中で個の役割を認識しながら、多重課題対応能力、問題解決能力も培えるよう配慮している。

学生は入学時に学業、実習を主体に個々に目標を掲げて学生生活に臨んでいる。その到達のための過程を「ポートフォリオ」として蓄積することを勧奨している。また、実習評価の自己評価表についても教員からフィードバックを受けリフレクションの資料となるよう「ポートフォリオ」への保管を勧めている。定期的に教員が面接し目標の達成状況や過程に対するポジティブフィードバックを行い、学生の学習意欲を高めるための一助としている。

<根拠資料>

学生便覧、学則、実習要項

<今後の課題>

特に臨地実習の中で学生がリアリティショックに陥らないよう、その前段階となる講義、演習内容の検討することが課題となる。学生のレディネスに応じて学習意欲が高まるよう各講師と連携を図りながら教授内容を検討することが必要である。また、学生個々の到達度を確認する評価指標も妥当性について適宜、検討を重ねることが必要である。学生の提出したレポート、記録をリアルタイムにフィードバックし、より一層、学習意欲を高める働きかけもより一層配慮する必要がある。

V. 経営・管理過程

<現状>

本校は、日本赤十字社が直轄する医療施設日本赤十字社医療センターの附帯事業として運営している。赤十字の助産師養成機関としての指針となるのは「日本赤十字社助産師養成規則」「日本赤十字社助産師学校規程」「赤十字助産学校学則準則」である。これらに基づき、学校運営にあたっている。また、管理職の学校・管理方針等は学校 HP においても公開している。教職員も教師会議、運営会議において管理・運営方針について理解している。養成所の組織体制、意思決定システム、職務分掌等は上記の指針に明文化され、学生便覧、学則、学則施行細則を通じ学生、保護者にも周知している。

教職員の選考については「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の他、「日本赤十字社助産師学校規程」第 9 条に基づき所定の研修または教育を修了した者を採用している。今後は全専任教員が大学院を修了できるよう支援体制の整備を検討している。本校専従の職員は、副学校長、教務主任各 1 名、専任教員 3 名、事務係長 1 名の計 6 名である。教員の平均年齢は 44.0 歳、助産師としての平均臨床経験年数 17.6 年、平均教員経験年数 4.5 年であり、助産師としての職務経験豊かな教員が業務に従事している。専任教員は、実践的な知識技術の教授が可能であり助産師としての役割モデルを学生に提示しやすい状況にあることが特徴的である。

次に本校の財政基盤は主に学納金等 62%、東京都補助金 20%、設置主体病院補助 9%で構成され、その財政基盤を基に「看護師等養成所の運営に関する指導要領」で指定された機械器具、標本、模型及び図書は整備は十分に図るとともに定期的に点検している。今後も、計画的に学生の学習環境の整備を図る予定である。

その他、学生生活の支援として以下の項目があげられる。経済的支援として各種奨学金（学生支援機構、各都道府県など自治体、赤十字医療施設、赤十字看護師同方会）を貸与できるよう整備している。学習に関しては、例年 4～5 倍の競争率をくぐり抜け入学しているため学習困難を呈する学生は稀である。

しかしながら、少子化に伴い分娩件数が少ない状況下での「母性看護学」実習等を余儀なくされる背景があり、ケア経験が希薄な状況で入学する学生が増えている。「看護学」から「助産学」への移行の途上で一時的な学習困難状況に陥る場合もあるため、教員間で連携を図り、知識、技術の支援に応じている。

また、教員が主体となり人間関係や社会生活、就職に至るまで定期的な面接の他、随時、相談に応じている。より専門的な支援が必要な場合は、適宜、専門職との連携や情報提供を図っている。

学校の運営計画は約 5 年を目途に中期目標・事業方針を立案している。それに基づき年度ごとの目標・計画を設定し、評価し、運営会議で公表している。中期目標・方針の概要は以下の通りである。

中期目標（2009-2013年）

専修学校昇格に伴い、従来の学校運営・教育内容を評価し、学生個々の学ぶ権利を尊重した質の高い教育を提供できる。

事業方針 1 教育の質の向上 2 学生生活の支援 3 国家試験対策の強化 4 入学生の確保
5 教員の質の向上 6 円滑な学校運営

平成22年度重点課題と達成度

- 1 教育の質の向上－教育課程修正に向けた内容検討（B）
- 2 学生生活の支援－奨学金制度の再整備（A）
- 3 国家試験対策の強化－計画的支援体制の再整備（A）
- 4 入学生の確保－アドミッションポリシーの明文化（A）
- 5 教員の質の向上－大学院修学への支援体制整備（B）
- 6 円滑な学校運営－セキュリティシステムの整備（A）

*達成度指標 A:達成－80%以上 B:おおむね達成－80% C:達成不十分－80%以下

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校規則、日本赤十字社助産師学校規程、日本赤十字社助産師学校HP、
運営会議資料他

<今後の課題>

学校運営全般については概ね整備されているが、学生および教職員に対する福利厚生面での支援等に関する課題が残る。自己点検・自己評価の指標を目安に、より快適な学生生活、就労環境の整備に向けて検討を図る予定である。特に今年度末に発生した東日本大震災を契機に本校でも危機管理体制をより強化することが必要と考えている。自然災害だけに限らずあらゆる状況を想定した危機管理における文書の整備や具体的対応方法の検討を重ねることも喫緊の課題である。

また、自己点検・自己評価の公表が努力義務化されたものの、まだ本校として十分な体制が整っているとは言えない状況である。自己点検・自己評価委員会の設置も検討し、より客観的なデータの収集、分析に留意するとともに妥当な評価が可能な体制を整備する必要がある。第三者評価も視野においた自己点検・自己評価の公表を定期的実施していくことが大きな課題と言える。

VI. 入学

<現状>

教育理念、教育目的及びアドミッションポリシーなどに謳うとおり、助産ケアの基礎的知識、技術を習得後、その学びを助産師として社会に還元できる人材を広く募集している。本校の教育趣旨は、学校ホームページ、学校案内パンフレットなどを通じて広くPRしている。更に毎年8月に開催している学校説明会においては、本校が求める学生像および教育内容に関する説明に努めている。多くの学生が本校の教育の趣旨を理解した上で入学しており学業に対するモチベーションも高い。

平成22年度入学者の背景は以下に示すとおりであり、多様化の傾向にある。各々の学生が個々の背景を活かしながら学業に励んでいる。

- ・平均年齢 26.3 歳（年齢幅：20-42 歳）
- ・看護職経験 有 42.5%
- ・既婚者割合 22.5%
- ・学歴背景

看護系専門学校	看護系短期大学	看護系大学
29 名 (72.5%) (うち一般大学卒 4 名、一般短大卒 1 名)	3 名 (7.5%) (うち一般大学卒 1 名)	8 名 (20.0%)

<根拠資料>

ホームページ、本校運営会議資料

<今後の課題>

本校の受験者数は一般入試、推薦入試ともに年々減少傾向にある。その背景として全国における助産師養成施設が増加していることがあげられる。特に平成21年度に養成施設が全国規模で12施設、増加したことに伴い、本校の受験者も減少している。

表1 本校受験者数推移と全国助産師国家試験受験校数推移

入学年度	H19年度生	H20年度生	H21年度生	H22年度生	H23年度生
一般受験(人)	284	270	228	173	183
推薦受験(人)	27	25	18	18	9
受験合計(人)	311	295	246	191	192
助産師国家試験受験校(校)	138	141	153	167	
() 前年比	(+9)	(+3)	(+12)	(+14)	

ここ数年、関東在住の受験者が全体の約8割を占め、地方からの受験者は顕著に減少している。日本経済の低迷も影響し、受験者の地元志向は今後も続くことが推測される。また、助産師養成施設の大学専攻科、大学院化も徐々に進む傾向にある。更に平成22年の保健師助産師看護師法一部改正により助産師教育の最低修業年限が6か月から1年に延長されたことに伴い、学士取得見込みまたは取得している受験生は大学専攻科、大学院への進学を希望する方向に変化することも予測される。その一方で、1年の修業期間で確実に助産ケアの知識・技術を習得したいと希望する学生は、本校を第1志望校として受験する傾向はまだ継続しているが、今後、より資質の高い入学生の確保に向けて入学試験方法等の再検討を図る予定である。

VII. 卒業・就業・進学：2.00

<現状>

過去3年の卒業状況、就職状況は下記に示すとおりである。入学定員は充足されており、退学者も少ない。女性のライフイベント等に伴い就職を先送りしたケースがあるが、助産師国家試験合格者は助産師として医療施設に就職している。本校は看護師国家資格取得が入学の前提条件となっていることもあり、助産師国家試験不合格者は、看護師として就職し翌年、助産師国家試験を再受験している。また、本校卒業後は助産師としての就労を希望する学生が多く、更なる進学を計画する学生はいない。

表2 平成20～22年度生 動向

	平成20年度生	平成21年度生	平成22年度生	3年間平均
入学数（人）	40	40	40	定員充足率100%
卒業数（人）	39	40	40	卒業率99.2%
就職数（人）	39	39	39	就職率98.3%
進学数（人）	0	0	0	進学率0%

主な就職先の内訳は下記に示すとおりである。赤十字系医療施設に6割前後、国公立・大学病院・民間病院（100床以上）がそれぞれ1割前後であり、院内教育の充実した組織へ就職する傾向にある。また、関東圏内での就職が8割前後を占め、首都圏に隣接した病院を希望する傾向にある。

表3 平成20～22年度生 就職状況

		平成20年度生	平成21年度生		平成22年度生		割合(%)
卒業数 (人)		39	40		40		
職種		助産師	助産師	看護師	助産師	看護師	
赤十字医療施設 (人)		23	22	1	26	1	62.4
国公立病院 (人)		2	8	0	4	0	12.0
大学病院 (人)		8	1	1	5	0	12.8
民間 病院	100床以上	5	6	0	3	0	12.0
	100床未満	1	0	0	0	0	0.9
合計		39	37	2	38	1	

更に過去3年間の助産師国家試験合格状況は以下に示すとおりである。

表4 助産師国家試験合格状況

	平成20年度生	平成21年度生	平成22年度生	3年間平均
受験数 (人)	39	40	42	
合格数 (人)	39	38	41	
本校合格率 (%)	100.0	95.0	97.6	97.5%
全国合格率 (%)	99.9	83.1	97.5	93.5%

全体に全国平均は上回っているが、常に受験者全員の合格を目指した教育体制を整備していきたい。

<根拠資料>

本校ホームページ、運営会議資料

<今後の課題>

今後、入学生定員の全員が一定の目標を達成して卒業可能となり国家試験に合格可能となるようより細やかな支援体制と学習環境の整備が必要である。また、希望者全員が第一志望の職場に就職可能となるよう進路に関する情報提供及び指導体制をより充実させたい。

VIII. 地域社会・国際交流：1.90

<現状>

本校の地域社会との交流体制は、修業期間1年でありカリキュラムの約半分を臨地実習に充てている関係上、地域社会との交流は少ない。教員の社会活動等を通じて関連学会や他団体の専門教育研修等の受入れを随時、行っている。また、学生ともに母親学級の自主運営や臨地実習における地域母子保健事業に参加することで地域社会との交流を保っている。本校ホームページのみならず設置母体病院である日本赤十字社医療センターのホームページおよび患者向け広報誌においても本校の教育活動をPRする機会をもつよう努めている。主な交流状況は以下に示す通りである。

～平成21年度～

・研修開催支援

8月18日 東京都看護協会主催 「母乳哺育」

9月5-6日 日本新生児看護学会・日本助産学会主催

「NICUに入院した新生児のための母乳育児支援セミナー」

～平成22年度～

・研修開催支援

8月18日 東京都看護協会主催 「母乳哺育」

・その他

6月30日 湘南学園高等学校 2年生特別教育活動受入れ 学生7名

(ユニセフ ミレニアム開発目標 妊産婦死亡率改善策に関するリサーチ)

国際交流体制として、助産概論、赤十字概論など講義において助産師の国際活動を理解する機会を設定している。しかしながら、カリキュラムの時間的制約から実質的な外国語科目は設定していない。また、現在のところ海外からの留学生を受け入れる体制は整っていない。海外から日本の助産師教育の現状視察は下記の通り、随時受入れている。

～平成21年度～

5月27日 国際看護交流協会主催 アフリカ母子保健看護管理コース研修生 12名

～平成22年度～

6月 3日 国際看護交流協会主催 アフリカ母子保健看護管理コース研修生 10名

12月15日 国際看護交流協会主催 アフリカ母子保健看護管理コース研修生 10名

<根拠資料>

日本赤十字社医療センター事業年報（平成 21 年度、平成 22 年度）

<今後の課題>

現状においても述べたように修業年限が 1 年と短期であるため地域との交流はほとんど持てない状況にあるが、少ない機会の中から学生、教職員が交流できる体制作りを検討していきたい。

IX. 研究：2.40

<現状>

研究に関しては個々の自己研鑽に委ねるところが大きい。現在、教員は個々に大学院在学または進学に向けた準備を進めている。大学院教育の過程で修士論文に取り組むことで研究活動を支援する組織風土を高めるとともに研究活動体制をより整備する方向で検討している。また、実習施設である日本赤十字社医療センターの職員と連携を図り研究活動を推進している。さらに、本校は 1 年の教育課程の一環として学生の研究活動も積極的に行っている。教員が学生の研究活動にも携わり、卒業後に学会発表可能となるよう随時、指導にあたっている。主な研究活動は以下の通りである。

・学 会・研究会発表

～平成 21 年度～

（口演）

- ・小柳弘恵、長内佐斗子、金子まなぶ、廣瀬孝子：早産・低出生体重児の直接授乳開始前に行う乳房マッサージの効果について。第 10 回日本赤十字看護学会学術集会，東京，09.6.20-21
- ・廣瀬孝子、金子まなぶ、高橋温枝、木村佳代子：虐待因子を持つ母子のサポートシステムを考える 第 10 回日本赤十字看護学会学術集会，東京，09.6.20-21

（示説）

- ・佐々木香、小池なぎさ、佐藤裕子、廣瀬孝子、森谷美智子：教育課程が異なる助産師学生の母乳育児支援に関する意識－「母乳育児成功のための 10 ヶ条」－第 50 回日本母性衛生学会学術集会，横浜，09.9.27-28
- ・土谷美里、林絵梨、溝端夕佳、萩原直美、森谷美智子：助産師学生におけるマタニティマークの認知度、第 50 回日本母性衛生学会学術集会，横浜，09.9.27-28

～平成 22 年度～

(口演)

- ・篠原千永子、島根香理、西岡麻弥、前田有希子、松元絵美、小柳弘恵、深澤洋子：外出先での授乳環境に関する調査<第 1 報>～母親へのアンケート結果からみる授乳環境に関する要望～第 51 回日本母性衛生学会学術集会，金沢，10. 11. 5-6
- ・島根香理、篠原千永子、西岡麻弥、前田有希子、松元絵美、小柳弘恵、深澤洋子：外出先での授乳環境に関する調査<第 2 報>～授乳環境が母親の心理面に与える影響～第 51 回日本母性衛生学会学術集会，金沢，10. 11. 5-6

(示説)

- ・岡田幸子、伊東由樹、城間恵美、橋本真麻、太田優、廣瀬孝子、深澤洋子：男性の育児休業・時間の取得に向けた支援とは～育児休業・育児時間を取得した父親からのインタビューより～第 51 回日本母性衛生学会学術集会，金沢，10. 11. 5-6
- ・波田美穂、伊藤佳見、小野寺たえ、小池佐和子、佐藤千香、芳賀美喜、深澤洋子：月の満ち欠けと陣痛発来・分娩件数との関連、第 51 回日本母性衛生学会学術集会，金沢，10. 11. 5-6

<根拠資料>

日本母性衛生学会学会誌、日本赤十字社医療センター事業年報

<今後の課題>

教員の研究活動を時間的、財政的に保障する体制はまだ脆弱であり、個々の自己研鑽に委ねるところが大きい。今後、組織として研究活動を地道に展開できる体制を整備することが課題である。